

I C T活用工事
(島根県農業農村整備事業版)
実施要領 (試行)

令和8年4月
島根県土木部技術管理課

ICT活用工事（島根県農業農村整備事業版）実施要領（試行）

I 目的

ICT活用工事は、情報通信技術を工事の測量、施工、出来形管理等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質の実現が期待される施工システムである。ついては、島根県が実施する農業農村整備事業において積極的な活用を図るものとし、本実施要領においてその活用に必要な基本的事項を定める。

II 対象工事

島根県農林水産部農村整備課及び農地整備課が所管する建設工事

III 実施方法

1. ICT土工

「第1 ICT活用工事（土工）」により実施する。

2. ICT舗装工

「第2 ICT活用工事（舗装工）」により実施する。

3. ICT法面工

「第3 ICT活用工事（法面工）」により実施する。

4. ICT舗装工（修繕工）

「第4 ICT活用工事（舗装工（修繕工）」により実施する。

5. ICTほ場整備工

「第5 ICT活用工事（ほ場整備工）」により実施する。

6. ICTため池改修工

「第6 ICT活用工事（ため池改修工）」により実施する。

第1 ICT活用工事（土工）

第1 ICT活用工事（土工）

島根県農業農村整備事業において、土工におけるICT活用施工を実施する場合、『ICT活用工事（島根県版）実施要領』及び『ICT活用工事（土工）（島根県版）実施要領』により実施する。

ただし、「4-3 工事費の積算」については、次のとおり読み替える。

（1）発注者指定型における積算方法

ICT活用工事に係る工事費の積算は、建設工事積算基準（以下、「積算基準」）に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領によるものとする。

ただし、「3次元起工測量経費」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成経費等」については、当初設計では計上せず、見積り提出を求め、設計変更するものとする。この場合、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、「出来形管理等の経費」）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)～4)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)までの技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1.2

現場管理費率補正係数：1.1

なお、土工1,000m³未満の場合、出来形管理等の経費については、計上しない。ただし、受発注者協議のうえ面管理にて出来形管理を実施する場合は、必要額を適正に積み上げるものとする。

（2）発注者指定（簡易）型における積算方法

ICT活用工事に係る工事費の積算は、積算基準に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領によるものとする。

ただし、「3次元起工測量経費」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成経費等」については、当初設計では計上せず、見積り提出を求め、設計変更するものとする。この場合、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を

徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、「出来形管理等の経費」）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)～4)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)までの技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナー（T L S）を用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1. 2

現場管理費率補正係数：1. 1

なお、土工1,000m³未満の場合、出来形管理等の経費については、計上しない。ただし、受発注者協議のうえ面管理にて出来形管理を実施する場合は、必要額を適正に積み上げるものとする。

(3) 施工者希望型における積算方法

契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事に係る工事費の積算は、積算基準に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

ただし、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、「出来形管理等の経費」）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)～4)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)までの技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナー（T L S）を用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1. 2

現場管理費率補正係数：1. 1

なお、土工1,000㎡未満の場合、出来形管理等の経費については、計上しない。ただし、受発注者協議のうえ面管理にて出来形管理を実施する場合は、必要額を適正に積み上げるものとする。

ただし、「5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）」における「施工合理化調査」については、「歩掛調査」に読み替える。

第2 ICT活用工事（舗装工）

第2 ICT活用工事（舗装工）

島根県農業農村整備事業において、舗装工におけるICT活用施工を実施する場合、『ICT活用工事（島根県版）実施要領』及び『ICT活用工事（舗装工）（島根県版）実施要領』により実施する。

ただし、「4-3 工事費の積算」については、次のとおり読み替える。

（1）発注者指定（簡易）型における積算方法

ICT活用工事に係る工事費の積算は、積算基準に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領によるものとする。

ただし、「3次元起工測量経費」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成経費等」については、当初設計では計上せず、見積り提出を求め、設計変更するものとする。この場合、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、「出来形管理等の経費」）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)の技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1.2

現場管理費率補正係数：1.1

（2）施工者希望型における積算方法

契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事に係る工事費の積算は、積算基準に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

ただし、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、「出来形管理等の経費」）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)をいう。費用計上の対象

となる出来形管理は、以下の1)の技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナー(TLS)を用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1.2

現場管理費率補正係数：1.1

ただし、「5-2 事後調査(活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等)」における「施工合理化調査」については、「歩掛調査」に読み替える。

第3 ICT活用工事（法面工）

第3 ICT活用工事（法面工）

島根県農業農村整備事業において、法面工におけるICT活用施工を実施する場合、『**ICT活用工事（島根県版）実施要領**』及び『**ICT活用工事（法面工）（島根県版）実施要領**』により実施する。

ただし、「4-3 工事費の積算」については、次のとおり読み替える。

契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事に係る工事費の積算は、積算基準に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

ただし、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。

ただし、「5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）」における「施工合理化調査」については、「歩掛調査」に読み替える。

第4 ICT活用工事（舗装工（修繕工））

第4 ICT活用工事（舗装工（修繕工））

島根県農業農村整備事業において、舗装工におけるICT活用施工を実施する場合、『ICT活用工事（島根県版）実施要領』及び『ICT活用工事（舗装工（修繕工））（島根県版）実施要領』により実施する。

ただし、「4-3 工事費の積算」については、次のとおり読み替える。

契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事に係る工事費の積算は、積算基準に基づくものとし、積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

ただし、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴収して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴収して費用を算定し工事価格に一括計上する。

ただし、「5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）」における「施工合理化調査」については、「歩掛調査」に読み替える。

第5 ICT活用工事（ほ場整備工）

第5 ICT活用工事(ほ場整備工)

1. ICT活用工事(ほ場整備工)とは

1-1 概要

ICT活用工事(島根県版)実施要領(以下「共通事項」という。)と同様とする。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」(以下、「農水省ガイドライン」という。)[実施編 第2情報化施工事業の種類と適用範囲]による。なお、農水省ガイドラインに記載が無い技術を活用する場合は、監督職員と協議のうえ実施する。

1-3 ICT活用工事(ほ場整備工)の対象工事

対象工種

ICT活用工事(ほ場整備工)の対象は、次の工種とする。

- 1) ほ場整備整地工
- 2) 基盤整地及び簡易整備

なお、対象とする施工規模は1件工事における合計の施工面積が1.0ha以上のものとする。

2. ICT活用工事(ほ場整備工)の実施方法

2-1 発注方式(対象規模の目安)

(1) 発注者指定型

土工数量が5,000 m³以上の工事が発注者が設定する。

(2) 施工者希望型(A型)

原則、土工数量が5,000 m³以上の全ての工事(発注者指定型を除く)に適用する。

(3) 施工者希望型(B型)

上記(1)(2)以外の工事を実施可能とする。

2-2 ICT活用計画書等の提出

共通事項と同様とする。

2-3 発注における入札公告等

入札公告等の記載例については、別添のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3. ICT活用工事(ほ場整備工)実施の推進のための措置

以下について共通事項と同様とする。

- 3-1 総合評価落札方式における加点措置
- 3-2 工事成績評定における措置
- 3-3 ICT活用工事成績証明書の発行

4. ICT活用工事(ほ場整備工)の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、農水省ガイドラインを参考に、監督・検査を実施するものとする。監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

共通事項 4-2 3次元設計データ等の貸与による。

4-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して建設工事積算基準13編第10章 ほ場整備工に基づく積算を実施するものとする。

ただし、「3次元起工測量経費」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成経費等」については、当初設計では計上せず、見積り提出を求め、設計変更するものとする。この場合、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、「出来形管理等の経費」）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)～4)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)までの技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1.2

現場管理費率補正係数：1.1

(2) 施工者希望型における積算方法

契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、建設工事積算基準第13編第10章 ほ場整備工に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

ただし、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、出来形管理等の経費）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積りによる金額を比較し

て安価となる計上方法により費用の計上を行う。受注者からの見積りの提出が無い場合、出来形管理等の経費については、計上しないものとする。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)～4)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)までの技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナー（T L S）を用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1. 2

現場管理費率補正係数：1. 1

4-4 ICT監督・検査体制の構築

共通事項 4-4 ICT監督・検査体制の構築による。

5. ICT活用工事に関する調査等

以下について共通事項と同様とする。

5-1 発注見通しの公表

5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）

ただし、「5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）」における「施工合理化調査」については、「歩掛調査」に読み替える。

第6 ICT活用工事（ため池改修工）

第6 ICT活用工事（ため池改修工）

1. ICT活用工事（ため池改修工）とは

1-1 概要

ICT活用工事（島根県版）実施要領（以下「共通事項」という。）と同様とする。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下、「農水省ガイドライン」という。）「実施編 第2情報化施工事業の種類と適用範囲」による。なお、農水省ガイドラインに記載が無い技術を活用する場合は、監督職員と協議のうえ実施する。

1-3 ICT活用工事（ため池改修工）の対象工事

対象工種

ICT活用工事（ため池改修工）の対象は、次の工種とする。

1) 堤体工

2. ICT活用工事（ため池改修工）の実施方法

2-1 発注方式

(1) 施工者希望型（A型）

土工数量が5,000 m³以上の工事で発注者が設定する。

(2) 施工者希望型（B型）

上記（1）以外の工事で実施可能とする。

2-2 ICT活用計画書等の提出

共通事項と同様とする。

2-3 発注における入札公告等

入札公告等の記載例については、別添のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3. ICT活用工事（ため池改修工）実施の推進のための措置

以下について共通事項と同様とする。

3-1 総合評価方式における加点措置

3-2 工事成績評定における措置

3-3 ICT活用工事実績証明書の発行

4. ICT活用工事（ため池改修工）の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工の実施するにあたって、農水省ガイドラインを参考に、監督・検査を実施するものとする。監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管

理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設定データ等の貸与

共通事項 4-2 3次元設計データ等の貸与による。

4-3 工事費の積算

契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、建設工事積算基準第Ⅱ編第1章土工に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

ただし、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積（諸経費込）を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。3次元設計データ作成については、歩掛見積（諸経費込）を徴取して費用を算定し工事価格に一括計上する。

また、3次元座標を面的に取得し管理する出来形管理技術に要する3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費（以下、出来形管理等の経費）については、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と受注者からの見積による金額を比較して安価となる計上方法により費用の計上を行う。

なお、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術とは、以下の1)～4)をいう。費用計上の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)までの技術を用いた出来形管理とし、その他の出来形管理等の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

この際、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数は以下のとおりとする。

共通仮設費率補正係数：1.2

現場管理費率補正係数：1.1

4-4 ICT監督・検査体制の構築

共通事項 4-4 ICT監督・検査体制の構築による。

5. ICT活用工事に関する調査等

以下について共通事項と同様とする。

5-1 発注見通しの公表

5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）

ただし、「5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）」における「施工合理化調査」については、「歩掛調査」に読み替える。